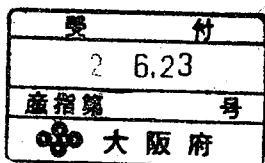


産業廃棄物処理計画書

2020年6月23日

大阪府知事 殿

4/23



提出者

住 所 大阪府柏原市片山町13番13号

氏 名 パナソニック サイクルテック株式会社
代表取締役社長 野中 達行

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

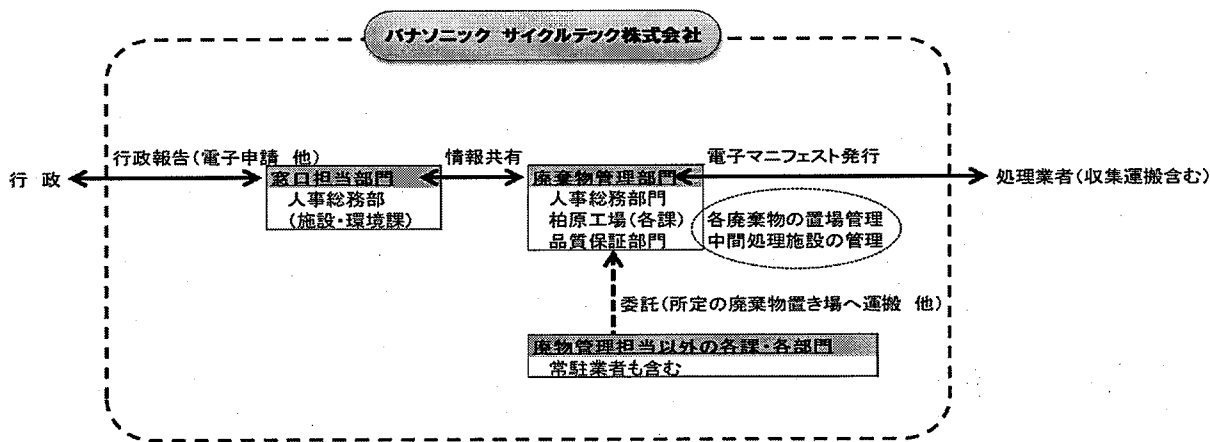
電話番号 072-977-1601（代）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	パナソニック サイクルテック株式会社
事業場の所在地	大阪府柏原市片山町13番13号
計画期間	2020年4月1日～2021年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	31:輸送用機械器具製造業
②事業の規模	34,200百万円 ※2020年3月末
③従業員数	703人 ※2020年3月末
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2019年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(泥状のもの)	有機性汚泥
	排出量	2.43 t	7.15 t
	(これまでに実施した取組) ◆産廃置場の整理整頓 ◆分別と有価化推進の継続 ◆排水処理で発生するスラッジ(汚泥)の脱水による排出量抑制(継続活動) ◆有価物の重量管理(計器導入)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(泥状のもの)	有機性汚泥
	排出量	2.43 t	7.15 t
	(今後実施する予定の取組) ◇新下処理施設本格稼働(7月以降)により、 ・節水型設備になり、使用水量が削減し、排水量も削減になる。 ・工法変更に伴う薬剤変更により、使用量削減と廃液量削減。 ◇粉体塗装施設導入に伴い、様々な塗装ロス削減できる見込み。 ※但し、切替タイミングでテスト等と生産が重なるため、一時的に産廃量が増加すると予測しています。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 有機・無機の汚泥および混合汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、鉄くず、ガラスくず、廃蛍光灯(水銀含有製品含む)、乾電池は、分別され産廃置場で保管・管理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に無し

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

無機性汚泥	上水汚泥（脱水前）	廃油	廃アルカリ
7.94 t	13440 t	0.99 t	73.18 t

②計画

無機性汚泥	上水汚泥（脱水前）	廃油	廃アルカリ
7.94 t	13440 t	0.99 t	73.18 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず 他
203.21 t	1.54 t	0.24 t	0.72 t

②計画

廃プラスチック類	木くず	蛍光灯	乾電池
203.21 t	1.54 t	0.09 t	0.09 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

蛍光灯	水銀回収義務付け製品	水銀体温計	水銀式血圧計
0.09 t	0.01 t	0.001 t	0.02 t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

乾電池			
0.09 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2019年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 該当無し	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も予定無し	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2019年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	上水汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	13432.1 t
(これまでに実施した取組) ◆排水処理工程で脱水処理を行っている。脱水後の汚泥は、産廃処理業者へ委託。(継続)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	上水汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	13432.1 t
(今後実施する予定の取組) ◇新下処理施設(節水型設備)が本格稼働すれば、使用水量が削減し、排水量も削減する見込み。 ※但し、切替タイミングでテスト等と生産が重なるため、一時的に産廃量が増加すると予測しています。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も予定無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	有機性汚泥
	全処理委託量	2.43 t	7.15 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.43 t	7.15 t
	再生利用業者への 処理委託量	2.43 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	7.15 t
	（これまでに実施した取組） ◆産廃処理委託先への訪問（現地確認）は定期的に実施。 ※次は、令和3年で計画。 ◆契約書に有効期限（5年）を設け、自動更新による契約内容と法律との 不整合防止に努める活動を実施。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

無機性汚泥	上水汚泥 (脱水前)	廃油	廃アルカリ
7.94 t	7.9 t	0.99 t	73.18 t
7.94 t	0 t	0.97 t	0 t
0 t	7.9 t	0.99 t	73.18 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず 他
203.21 t	1.54 t	0.24 t	0.72 t
95.52 t	1.54 t	0.24 t	0.72 t
107.69 t	1.54 t	0 t	0 t
95.52 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0.24 t	0.72 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

蛍光灯	水銀回収義務付け製品	水銀体温計	水銀式血圧計
0.09 t	0.01 t	0.001 t	0.02 t
0.09 t	0.01 t	0.001 t	0.02 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0.01 t	0.001 t	0.02 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

乾電池			
0.09 t	t	t	t
0.09 t	t	t	t
0.09 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（泥状のもの）	有機性汚泥
	全処理委託量	2.43 t	7.15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.43 t	7.15 t
	再生利用業者への処理委託量	2.43 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	7.15 t
	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>◇既存取引先の契約書内容見直しと新規取引先視察と契約の推進。</p> <p>◇有価化、再資源化の推進。</p> <p>◇節水型下処理施設導入に伴う、排水量の削減。</p> <p>◇粉体塗装施設導入による産廃量削減に期待。（溶剤塗装と比較）</p> <p>※但し、切替タイミングでテスト等と生産が重なるため、一時的に産廃量が増加すると予測しています。</p>		
※事務処理欄			

②計画

無機性汚泥	上水汚泥 (脱水前)	廃油	廃アルカリ
7.94 t	7.9 t	0.99 t	73.18 t
7.94 t	0 t	0.97 t	0 t
t	7.9 t	0.99 t	73.18 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

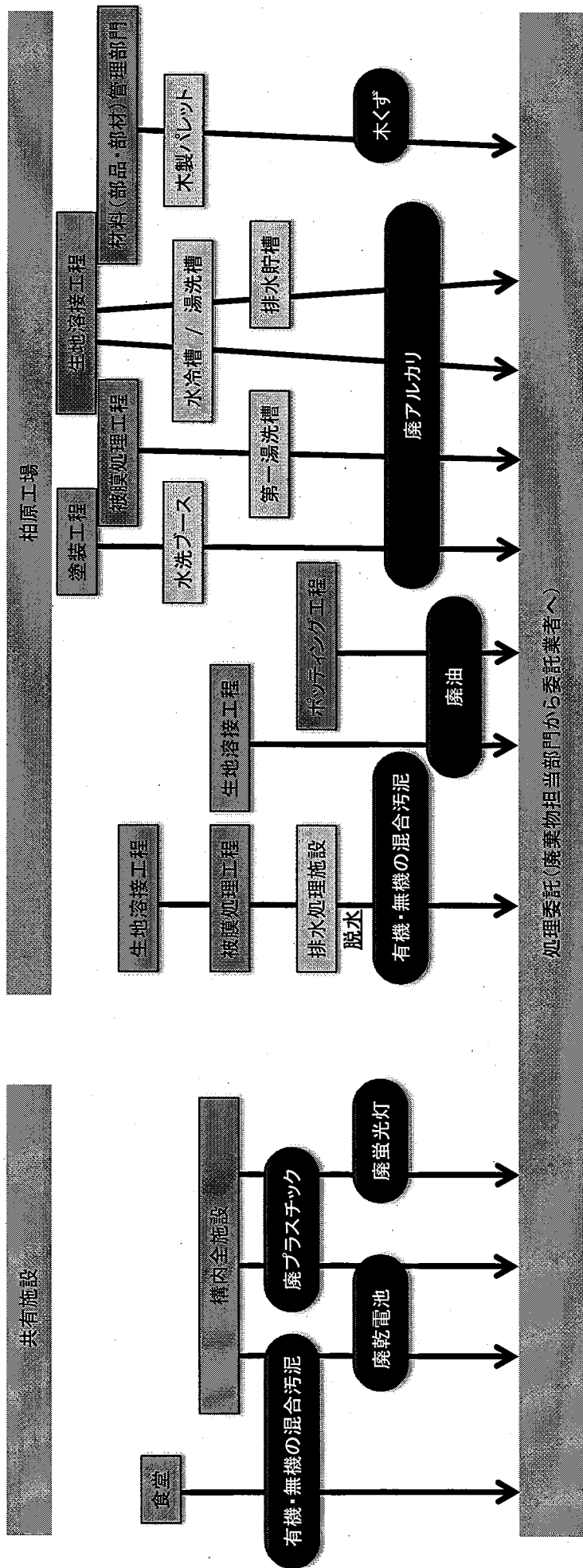
②計画

廃プラスチック類	木くず	蛍光灯	乾電池
203.21 t	1.54 t	0.09 t	0.09 t
95.52 t	1.54 t	0.09 t	0.09 t
107.69 t	1.54 t	0 t	0.09 t
95.52 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【産業廃棄物発生工程】



【管理体制図】

